令和８年

行方市農業委員会

第３回総会会議録

（令和８年３月２５日）

令和８年３月２５日　行方市農業委員会第３回総会を行方市役所北浦庁舎１階会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

１　本日の会議に付した議案

議案第１４号　　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第１５号　　農地法第４条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第１６号　　農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第１７号　　現況証明願について
議案第１８号　　農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
議案第１９号　　農地利用最適化推進委員の選任について
報告第１１号　　不動産登記法第１０５条第２号の仮登記情報について
報告第１２号　　なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について
報告第１３号　　制限除外の移転届の受理について
報告第１４号　　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
報告第１５号　　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について
報告第１６号　　農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について
報告第１７号　　農業委員等に関する法律第２６条第３項の規定による職員の任免について

２　本日の出席委員

１番　一　村　　栄	２番　豊　村　由　貴	３番　大　原　一　美
４番　野　口　　浩	５番　木　村　　守	６番　阿　部　力　男
７番　飯　島　　清	８番　関　口　順　一	９番　谷田川　　栄
１０番　近　藤　芳　子	１１番　茂　木　　孝	１２番　橋　本　　清
１３番　横　瀬　忠　美	１４番　本　澤　政　雄	１５番　風　間　啓　次
１６番　小　沼　正　二	１７番　郡　司　正　彦	１８番　椎　名　　勇
１９番　髙　塚　利　英		

本日の出席推進委員

１番　深　澤　　泉	２番　平　山　　正	３番　金　田　景　行
４番　宮　嵜　春　樹	５番　箕　輪　澄　子	６番　森　山　正　一
７番　小　澤　信　一	８番　山　崎　雄　一	９番　一　條　克　之
１０番　小　嶋　得　男	１３番　野　原　賢　一	１４番　川　島　隆　道
１５番　石　田　充　春	１６番　千ヶ崎　敏　男	

３　本日の欠席委員　　なし

本日の欠席推進委員　　１２番　宇　井　勝　之

４　議事内容

（開会宣言）　　午後　３時００分

事　務　局　皆様ご参集でありますので、進めさせていただきます。
それでは、総会に先立ちまして、椎名農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。

（会長挨拶）

会　　長　それでは、一言ご挨拶申し上げます。
本日はお忙しい中、第３回総会へ出席をいただき、ありがとうございます。
また、総会前の会議として推進委員の選考委員会、そして役員会、役員の皆様、大変ご苦労さまでした。
さて、３月下旬となり、桜が日本各地で開花しております。平年より５日、６日、早いそうです。また、あっという間のことで、農作業のほうも大分忙しくなってきました。
そんな中、中東情勢の緊迫を受けた原油、そのほかの上昇、円安傾向、全てのものが値上げになってしまうのではと心配しています。一日も早く収束を願いたいと思っております。
最後になりますが、本日議案の審議をお願い申し上げて、挨拶といたします。

（議長の選出）

事　務　局　ありがとうございました。
それでは、議事日程に入っていきたいと思いますが、その前に資料の閲覧準備をお願いいたします。
それで、本日ですが、公告の事前より総会の案件につきまして報告案件１つの追加ということで、議案６議案、報告案件としまして７議案ということで、１つ報告案件の追加ということでご審議をお願いしたいと思います。
それでは、議事日程に入ります。議長につきましては、農業委員会規則第５条第１項によりまして、椎名会長に議長としての議事進行をお願いいたします。

（委員の出席状況）

議　　長　まずは、資格審査報告です。
ただいまの出席委員は１９名、欠席委員はゼロ名ですので、定数に達しておりますので、令和８年行方市農業委員会第３回総会を開会いたします。

（会議録署名人の指名）

議　　長　日程第１、会議録署名人の指名については、議長において次のように指名いたします。
４番野口浩委員　５番木村守委員。

（書記の任命）

議　　長　次に、日程第２、総会書記の任命については、事務局の稲田事務局長補佐、荒井係長を任命します。

（会期）

議　　長　次に、日程第３、会期の決定でありますが、本総会の会期は、本日１日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、会期は本日１日といたします。

（経過報告）

議　　長　次に、日程第４、経過報告について、事務局より報告願います。

事　務　局　私から、前回の総会以降の行事につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、２月２５日でございます。第１４回認定農業者、農業後継者、女性団体及び農業委員会との意見交換会ということで、北浦公民館のほうで開催はしております。令和８年度市への農業施策の要望書に対する回答及び来年度の国、県、市への要望に関する意見集約ということで、会長であり農地農政部会長、副会長・副部会長及び農政部会員の出席、また認定農業者等の出席３９名の出席をいただきまして意見交換を開催しております。こちらの資料につきまして、タブレットのハンドブック内に格納しておりますので、資料のほう、ご確認をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、３月３日でございます。農業振興地域整備促進協議会、こちらが北浦庁舎で開催をされております。農業振興地域整備計画の変更についてということで検討をしております。こちら、事務局が出席をしてございます。

続きまして、３月２５日、本日でございます。農地利用最適化推進委員の選考委員会のほうを開催しております。こちら、農地利用最適化推進委員の選考ということで、選考を重ねたところでございます。こちら選考委員に出席をいただいてございます。

同じく本日でございます。役員会、こちらにつきましては、令和８年の行方市農業委員会事業計画につきまして検討をしてございます。こちらは会長、会長代理、農地農政部会長、副部会長等が出席をいただいてございます。

続きまして、３月２５日、本日ただいまでございます。第３回総会ということで、ただいま開催中でございます。以上でございます。

（議案の審議）

議　　長　それでは、日程第５、議案の審議に入ります。

（議案第１４号）

議　　長　議案第１４号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局	議案第１４号　農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和８年３月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 案件につきましては、第１０項までとなっております。事務局説明は事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。 なお、第１項から１０項におきまして、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議　　長	１項ごとに審議いたします。 １項の調査員より調査の報告を求めます。８番、関口委員。
８　　番	８番、関口です。１項について調査報告をいたします。 この案件は、風間委員、飯島委員、千ヶ﨑推進委員のご協力をいただき調査をしてまいりました。 譲受人は、市内羽生在住の３７歳の男性で、水稲２万３，３０２平米、露地野菜６万１，８９６平米を作付しております。譲渡人は、東京都足立区在住の６８歳の女性です。申請事由は、経営規模の拡大のためです。区分は売買による所有権移転であります。購入面積は４，６９３平米で、自宅より約８００メートル、歩いても５分程度です。農業従事日数も３００日、農機具等もそろっており、何の問題もなく許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議　　長	調査の結果は、年間労働日数３００日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。
議　　長	次に、２項の調査員より調査の報告を求めます。１３番、横瀬委員。
１　３　番	１３番、横瀬です。第２項の調査報告をします。この件につきましては、野口委員、野原推進委員とともに調査してまいりました。 譲受人は、同市山田に住む５９歳の農業の男性です。田んぼ合わせて６町６反、レンコン、ハショウガを主体に、家族と実習生３人で経営を行っております。譲渡人は、潮来市在住の６８歳の女性です。申請事由は記載のとおり、規模拡大のためです。土地まで１分程の通勤距離というか、場所は現在、休耕地になっております。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議　　長	調査の結果は、委員の屋敷のすぐそばの田んぼ、何の問題もなく許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）

議　　長	異議なしと認め、２項は原案のとおり可決いたします。
議　　長	次に、３項の調査員より調査の報告を求めます。９番、谷田川委員。
９　　番	９番、谷田川です。第３項の調査報告をいたします。 なお、調査については麻生・太田両地区４名で調査をしてまいりました。 譲受人は、市内矢幡在住、８０代の農業の男性です。譲渡人は、潮来市在住、７０代の無職の男性です。申請事由については、農業経営の規模拡大を図るため。区分については、売買による所有権移転です。調査の結果、農機具等もそろっており、何ら問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議　　長	調査の結果は、農機具等もそろっており、何の問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、３項は原案のとおり可決いたします。
議　　長	次に、４項の調査員より調査の報告を求めます。４番、野口委員。
４　　番	４番、野口です。椎名会長の案件です。第４項の調査報告をいたします。 調査には椎名会長、推進委員の箕輪さんのご協力と、森山さんのご協力をいただきました。 譲受人は、行方市南在住の６２歳の農業の男性です。譲渡人は、行方市小高在住の７６歳の無職の女性です。申請事由は、農業の経営規模拡大を行い、経営の安定を図ることです。区分は、売買による所有権の移転です。年間従事日数２８０日、農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議　　長	調査の結果は、年間労働日数２８０日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、４項は原案のとおり可決いたします。
議　　長	次に、５項の調査員より調査の報告を求めます。１５番、風間委員。
１５番	１５番、風間です。５項の調査報告をします。 この調査は、関口、飯島両委員さん、推進委員の千ヶ﨑委員さんとともに調査してまいりました。 譲受人は、市内若海地区在住、４４歳、農業の女性です。夫婦で２７万５，５１６平米を営農しております。譲渡人は、県の農林振興公社です。申請事由は、農業経営の規模拡大で、売買による所有権の移転となります。調査の結果、問題ないもの

と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

議　　長　調査の結果は、何も問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、５項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、６項、７項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。１０番、近藤委員。

１　０　番　１０番、近藤でございます。６項、７項は関連がありますので、一括調査を報告いたします。

調査には、本澤委員、小嶋推進委員に協力をしていただきました。

６項、７項の譲受人は、行方市三和在住の７５歳の農業の男性の方です。田、畑を合わせて４万２，５７８平米を耕作しており、稲とサツマイモを作付しております。６項の譲渡人は、東京都府中市在住の６３歳の会社員の男性の方です。７項の譲渡人は、６項の男性の方と６５歳の無職の女性で、共有名義で持ち分２分の１ずつでございます。[redacted]でございます。申請事由は、農業経営の規模拡大と譲渡人は東京都在住のため距離的に思うように耕作できず、荒らしてしまうためであり、区分は売買による所有権移転でございます。購入面積は、６項、７項合わせて畑４筆で、９，７８１平米です。申請地までは９．５キロ、車で１５分の距離で、農業従事日数も２５０日、農機具もそろっており、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　調査の結果は、農業従事日数２５０日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、６項、７項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、８項の調査員より調査の報告を求めます。２番、豊村委員。

２　　番　２番、豊村です。第８項について報告いたします。

この件は、木村委員にご協力いただき、調査してまいりました。

譲受人は、市内玉造在住の３０代、会社役員兼農業の男性です。譲渡人は、市内玉造在住の５０代、公務員の女性で、申請事由は、申請地を取得して経営の安定を図るためで、区分は売買による所有権移転です。水稲、露地野菜を栽培しており、農業従事日数は年間１５０日、農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　調査の結果は、年間労働日数１５０日、農機具等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。
議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認め、８項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、９項の調査員より調査の報告を求めます。１番、一村委員。
１　　番　１番、一村です。第９項について報告いたします。
この案件は、橋本委員、金田推進委員、宮嵜推進委員の協力を得て行いました。
譲受人は、新宮在住、６０代の男性の方。譲渡人は、千葉県我孫子在住の６０代女性の方です。申請事由は、農業経営の規模拡大のためで、区分は売買による所有権移転です。今回取得しようとする土地は、譲渡人の家から４００メートルほどの場所です。面積は５１平米と非常に小さいですが、譲受人所有の畑に隣接しており、購入すれば１枚の畑として利用できるということで、許可相当と調査しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議　　長　調査の結果は、家から４００メーター、畑に隣接しているということで、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。
議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認め、９項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、１０項の調査員より調査の報告を求めます。８番、関口委員。
８　　番　８番、関口です。１０項について調査報告をいたします。
この案件は、風間委員、飯島委員、千ヶ﨑推進委員のご協力をいただき調査をしてまいりました。
譲受人は、鉾田市梶山在住の４８歳の女性で、稲作１万３，４９４平米、露地野菜２万３，４５０平米を作付しております。譲渡人は、大洗町磯浜町在住の５５歳の男性です。申請事由は、規模拡大のためであります。区分は売買による所有権移転であります。購入面積は９，７９９平米で、自宅より１３キロ、車で２５分くらいであります。農業従事日数も２２０日、農機具等もそろっており、何の問題もなく、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。
議　　長　調査の結果は、年間労働日数２２０日、農機具等もそろっており、何ら問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。
議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認め、１０項は原案のとおり可決いたします。

（議案第１５号）

議　　長	議案第１５号　農地法４条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事　務　局	議案第１５号　農地法第４条の規定による許可申請に対する転用許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和８年３月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 案件につきましては、第１項のみとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議　　長	１項の調査員より調査の報告を求めます。１６番、小沼委員。
１　６　番	１６番、小沼です。１項の調査報告をします。 この調査には、麻生・太田４人で調査をしてまいりました。 申請人は、行方市富田、農業の７２歳の男性の方です。申請理由は、営農型太陽光発電設備、許可から３年間、一時転用です。営農型発電から３年目になって現地を確認してまいりましたが、下部に営農型サカキを栽培しているが、サカキが黄ばんでいるので剪定したほうがいいと忠告してきました。場所は、[redacted]になります。営農型発電格納農地で、面積は４１７平米、パネル１７５枚、９６．２５キロワット。事業計画書、見積書、残高証明書、各関係書類も整っており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。
議　　長	調査の結果は、関係書類もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。
	（議案第１６号）
議　　長	議案第１６号　農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事　務　局	議案第１６号　農地法第５条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について下記のとおり許可申請があったので提案する。令和８年３月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 案件につきましては、第１０項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議　　長	１項ごとに審議いたします。１項の調査員より調査の報告を求めます。４番、野口委員。
４　　番	４番、野口です。第１項について調査報告いたします。 この調査は、椎名会長、森山推進委員に協力をしていただきました。 譲受人は、市内行方在住の６５歳の男性で、譲渡人は、市内於下在住、７５歳の男性です。[redacted]です。申請事由は、作業所及び物置の一部の敷地で是

正となります。区分は贈与による所有権の移転です。作業所は昭和５０年建築、物置は昭和４４年建築で、５０年ほどこれらの建物の敷地として無断で使用していました。今回、後継者がいない譲渡人の依頼に応じて譲り受けることになりました。現地は、[redacted]に所在します。始末書の提出、関係書類も整っていることから、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　調査の結果は、始末書等関係書類も適切であり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、２項について調査員より調査の報告を求めます。１６番、小沼委員。

１　６　番　１６番、小沼です。２項の調査報告をします。

この調査には、麻生・太田４人で調査をしてまいりました。

譲受人は、広島市、太陽光発電事業法人の男性の方です。譲渡人は、行方市富田、６５歳、女性の方です。申請事由は、太陽光発電設置。区分は売買による所有権移転です。譲渡人は、遊休農地を有効活用することにより、太陽光発電に利用したいということです。場所は、[redacted]になります。パネル１６８枚、４４．５キロワット、パワコン１０台。事業計画書、見積書、残高証明書、隣接住民同意書４通、その他関係書類もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　調査の結果は、事業計画書、また隣地の同意書等もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、２項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、３項について調査員より調査の報告を求めます。９番、谷田川委員。

９　　番　９番、谷田川です。第３項の調査報告をいたします。

調査については、麻生・太田地区４名で調査をしてまいりました。

譲受人は、市内矢幡在住の３０代の公務員の男性です。譲渡人は、同じく市内矢幡在住の８０代の農業の男性です。[redacted]になります。申請事由は、自己用住宅です。区分については贈与による所有権移転です。現在、市所有の住居で暮らしていますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、自己用住宅を建築したいそうです。場所は、[redacted]になります。調査の結果、関係書類等も整っており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議	長	調査の結果は、関係書類もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、３項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、４項と５項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。１９番、髙塚委員。
１９	番	１９番、髙塚です。４項、５項は関連がありますので、一括で報告いたします。 調査員は、郡司委員、木村委員、野原推進委員に同行をお願いして行いました。 譲受人は、土浦市在住、公務員の３０代の男性の方です。４項の譲渡人は、市内手賀在住、[redacted]です。第５項の譲渡人も市内手賀在住、６０代の男性の方です。申請事由は、自己住宅。区分は売買による所有権移転となります。この案件は、昨年１０月に農振除外をお願いしたものでございます。譲受人は、子供の成長に伴い、現在住んでいる住宅が手狭になったため、家族が安心して生活できる住環境を確保する目的で一戸住宅の建築を計画。今回、実家の近くの農地を譲り受けることになったものです。現地は、[redacted]です。必要書類も整っており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、必要書類もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議	長	質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、４項、５項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、６項について調査員より調査の報告を求めます。１９番、髙塚委員。
１９	番	第６項について、調査報告をいたします。 調査には、郡司委員、木村委員、野原推進委員にも同行をお願いして行いました。 譲受人は、市内手賀在住、６０代の男性の方です。譲渡人も市内手賀在住、６０代の男性の方です。申請事由は、貸し資材置場。区分は売買による所有権移転となります。この案件も、昨年１０月の農振除外をお願いしたものでございます。譲受人は工務店を営んでおり、息子さんの住宅建築に伴い、分筆された農地を貸し資材置場として整備し、共通している資材の確保場所として利用していくそうです。管理面でも息子さんの住宅に隣接しているので安心できるとのことです。現地は、[redacted]です。必要書類も整っており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、必要書類もそろっており、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、６項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、７項について調査員より調査の報告を求めます。１７番、郡司委員。

１　７　番　１７番、郡司です。第７項の調査報告をいたします。

この案件については、髙塚、木村両委員とともに調査してまいりました。

譲受人は、３８歳、鉾田市野友に在住し、会社員の方です。譲渡人は、６１歳、行方市井上に在住し、農業の方です。[redacted]になります。申請事由については、記載のとおりで、自己用住宅の建設になります。譲受人は、両親の近くで生活基盤を築いていきたいということです。区分は贈与による所有権の移転になります。場所は、[redacted]にあります。事業計画書など必要な書類も提出されているため、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いします。以上です。

議　　長　調査の結果は、事業計画書等関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。

発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、７項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、８項と９項は関連がありますので、一括審議といたします。調査員より調査の報告を求めます。８番、関口委員。

８　　番　８番、関口です。８項、９項については関連がありますので、一括して調査報告をいたします。

この案件は、風間委員、飯島委員、千ヶ﨑推進委員のご協力をいただき、調査をしてまいりました。

譲受人は、８項、９項とも東京都中央区在住の株式会社の法人で、太陽光発電転用を行っています。８項の譲渡人は、市内沖洲在住、７７歳の男性です。申請事由は、太陽光発電敷地で、区分は売買による所有権移転であります。譲渡人は、長期にわたり休耕地としていた農地を、今後、年齢的にも農地をつくることができなく、経営するのに困難なためで、土地を今回提供するものです。譲受人は、環境に優しく、二酸化炭素排出の削減、地球温暖化防止に寄与する太陽光発電の事業を行っており、今回の申請地を譲り受けたものです。設備は、パネル６２５ワットを１６０枚、パワコン４．９５キロワットを１０台であります。

９項の譲渡人は、市内沖洲在住の７３歳、男性です。申請事由は、太陽光発電事業用地で、区分は売買による所有権移転であります。譲渡人は、やはり長期にわたり休耕地としていて、年齢的にも今後、申請地において農業を営むには困難なためです。そのため、この土地を提供するものです。譲受人は、環境に優しく、二酸化炭

素の削減、地球温暖化防止に寄与する太陽光発電の事業を行っており、今回、申請地を譲り受けるものです。設備は、パネル６２５ワットを１６０、パワコン４．９５キロワットを１０台であります。現地は、[redacted]になります。調査の結果、８項、９項とも事業計画書、資金計画書等もそろっており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長　調査の結果は、長年、８項、９項とも休耕地で、そして事業計画書等関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、８項、９項は原案のとおり可決いたします。

議　　長　次に、１０項について調査員より調査の報告を求めます。４番、野口委員。

４　　番　４番、野口です。椎名会長の案件となります。第１０項の調査報告をいたします。
調査には、椎名会長、推進委員の森山さんの協力をいただきました。
譲受人は、行方市島並の法人の代表取締役の男性です。譲渡人は、行方市小高在住の６５歳の男性です。転用事由は、資材置場兼駐車場です。区分は売買による所有権の移転です。受注の増加により製品置場が必要となり、既存の施設では手狭な状態となっており、既存施設に隣接し、利便性の高い当該地を利用する計画としたものです。事業計画書、残高証明書等関係書類も添付してあり、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議　　長　調査の結果は、事業計画書、残高証明書等関係書類も添付してあり、許可相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。

議　　長　質疑がないようですので、審議をお願いいたします。異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１０項は原案のとおり可決いたします。

（議案第１７号）

議　　長　議案第１７号　現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　議案第１７号　現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。
令和８年３月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。
案件につきましては、第２項までとなっております。事務局説明は、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。

議　　長　１項ごとに審議いたします。調査員より調査の報告を求めます。７番、飯島委員。

７　　番　７番、飯島です。１項について調査報告いたします。
この調査は、風間、関口委員、千ヶ﨑推進委員さんの協力をいただき調査してまい

りました。
申請人は、市内芹沢在住の男性の方です。地目変更登記のための農地証明の交付であります。場所は、[redacted]です。現地を確認してきました。４０年以上前から耕作されておらず、水田の進入路がなく、周辺の雨水、それから排水が水田に流入し、たまっている現状であり、形骸化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難な状況でした。非農地証明願の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　調査の結果は、４０年以上耕作しておらず、農地に復元することは困難ということで、非農地証明交付相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。

議　　長　それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、１項は証明書を交付することに決定いたします。

議　　長　次に、２項の調査員より調査の報告を求めます。１１番、茂木委員。

１　１　番　１１番、茂木です。現況証明２項の調査報告をいたします。
この案件につきましては、横瀬委員、小澤推進委員と調査してまいりました。
申請人は、[redacted]です。申請事由につきましては、地目変更の登記のため、非農地証明の交付になります。行方市[redacted]、畑４６２平米です。この畑は２０年放置のままで原野化している状況でした。農地に復元するには極めて困難な状況にあると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議　　長　調査の結果は、２０年以上耕作されておらず、原野化。農地に復元も困難ということで、交付相当ということでした。質疑はありませんか。
発言する者なし。

議　　長　それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全　　員　異議なし。（全員一致）

議　　長　異議なしと認め、２項は証明書を交付することに決定いたします。

（議案第１８号）

議　　長　次に、議案第１８号　農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　議案第１８号　農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和８年３月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。
別紙資料ナンバー１をご覧いただきたいと思います。
行方市長より、行方市農業委員会長宛てに、農用地利用促進計画案に係る意見を求められております。計画案は、令和８年５月１日始期の新規１３件、２２筆、８万

	１，１２１平方メートルとなります。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認願いたいと思います。以上です。
議　　長	調査の結果は何も問題もなく、許可相当ということでした。質疑はありませんか。 発言する者なし。
議　　長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用集積等促進計画案の意見決定については、原案のおりと決定いたします。
	（議案第１９号）
議　　長	次に、議案第１９号　農地利用最適化推進委員の選任について議題といたします。 事務局より説明願います。
事　務　局	議案１９号につきまして、説明をさせていただきます。 農地利用最適化推進委員の選任について、農業委員会等に関する法律第１７条の規定により下記のとおり提案する。令和８年３月２５日提出。行方市農業委員会長　椎名勇。 今回、欠員によりまして補充を提案させていただく委員の候補につきましては、担当地区、武田地区、氏名、原和範、生年月日、年齢、住所は記載のとおりでございます。今回の欠員の補充に当たりまして、本年の２月２日から３月３日まで募集を行いまして、各地区・団体等より１名の推薦があったところでございます。この候補者に対しまして、行方市農地利用最適化推進委員選考委員会を設置、また開催しまして選考した結果の報告を委員長より受けた上での今回の提案ということになってございます。選任につきましては、農業委員会の総会において決する必要がございますので、今回、提案をさせていただくものでございます。任期につきましては、委嘱日の４月１日より、県農業委員及び推進委員の任期同様の令和９年９月１日までということになりますので、よろしくお願いします。以上です。
議　　長	ここで、質疑を求めます。 発言する者なし。
議　　長	質疑がないようですので、審議を願います。ただいま事務局から説明があった１名を農地利用最適化推進委員に選任することにご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認め、この１名を農地利用最適化推進委員に選任することとします。
	（報告第１１号）
議　　長	次に、報告案件に入ります。 報告第１１号　不動産登記法第１０５条第２号の仮登記情報についての件を、事務局より説明願います。
事　務　局	報告第１１号　不動産登記法第１０５条第２号の仮登記情報について、下記のとお

り報告する。令和８年３月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。
第２号につきましては、手賀地内の田畑２筆で１，０７２平方メートル、仮登記月日が令和８年２月９日、仮登記内容としまして、令和８年２月９日売買予定予約です。以上です。

議　　長　それでは、調査員より調査の報告を求めます。５番、木村委員。
５　　番　５番、木村です。仮登記意向の調査報告をいたします。
この案件は、髙塚、豊村委員とともに調査してまいりました。
仮登記地は２筆あり、玉造手賀地内、畑３７２平米と、玉造手賀地内、田７００平米です。仮登記権利者は、市内玉造甲在住の女性の方です。土地所有者は、市内手賀在住の８０代の男性の方です。仮登記は令和８年２月９日、売買条件が農地法第３条の許可になっております。場所は、[redacted]にあります。
もう１筆は、[redacted]です。２筆とも本登記にあるように見守りたいと思います。報告は以上です。
議　　長　ただいまの報告につきまして、質疑を求めます。
発言する者なし。
議　　長　この報告に対し、ご異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認めます。木村委員には引き続き監視、指導をよろしくお願いいたします。

（報告第１２号）

議　　長　次に、報告第１２号　なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について、事務局より報告願います。
事　務　局　報告第１２号　なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について、下記のとおり報告する。令和８年３月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。
交付申請書のとおり、小貫及び小牧在住の農業後継者の２名になります。事務局説明は、事前に配付しておりますので、割愛させていただきます。以上です。

議　　長　ただいまの報告につきまして、質疑を求めます。
発言する者なし。
議　　長　この報告に対して、ご異議ございませんか。
全　　員　異議なし。（全員一致）
議　　長　異議なしと認めます。推薦委員には、引き続き就農者への指導等をよろしくお願いいたします。

（報告第１３号）（報告第１４号）（報告第１５号）
（報告第１６号）（報告第１７号）

議　　長	次に、報告第１３号　制限除外の移動届の受理について、報告第１４号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、報告第１５号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について、報告第１６号　農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の案件について、一括して事務局より説明願います。
事　務　局	報告第１３号　制限除外の移動届の受理について、下記のとおり報告する。令和８年３月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 第１項につきましては、上山線１、２号接続変更工事に伴う工事用地のための届けになります。 続きまして、報告第１４号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和８年３月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 こちらは、相続により所有権を取得された方の届出４件の一覧になりますので、ご確認ください。 続きまして、報告第１５号　農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和８年３月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 こちらは、合意解約により賃貸情報を解約した通知があった１１件の一覧になりますので、ご確認ください。 続きまして、報告第１６号　農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、下記のとおり報告する。令和８年３月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 こちらは、先月に提出いただきました活動記録を集計したものになります。こちらもご確認いただければと思います。以上です。
議　　長	報告案件について、質疑を求めます。 発言する者なし。
議　　長	この報告に対して、ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認めます。
	（報告第１７号）
議　　長	報告第１７号　農業委員会等に関する法律第２６条第３項の規定による職員の任免についての件を事務局より説明願います。
事　務　局	報告１７号　農業委員会等に関する法律第２６条第３項の規定による職員の任免について、下記のとおり報告する。令和８年３月２５日提出、行方市農業委員会長　椎名勇。 市長部局及び教育委員会事務局へ出向する者（令和８年４月１日）でございます。 職氏名、事務局長、代々城貴彦、事務局長補佐、稲田進一。 続きまして、農業委員会が任命する者。任命日は同じく令和８年４月１日でござい

	ます。職氏名、事務局長、清水康、事務局長補佐、米澤恭子でございます。職員の任免につきましては、農業委員会等に関する法律第２６条の第３の規定によりまして、農業委員会が行うと定められておるところでございます。行方市農業委員会事務局庶務規程第２条第２項の２には、総会を招集する時間的余裕がない場合には、会長が専決することができるとしております。今回につきまして、招集する時間的余裕がないと認められたため、３月１９日に会長の専決処分を行いましたので、報告のほうさせていただきます。以上でございます。
議　　長	報告案件について質疑を求めます。 発言する者なし。
議　　長	報告に対して、ご異議ございませんか。
全　　員	異議なし。（全員一致）
議　　長	異議なしと認めます。
	（閉会宣告）　　午後　３時５６分
議　　長	これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第３回総会を閉会いたします。ご苦労さまでした。